

電子入札の方法による指名競争入札の実施に係る入札説明書

工事番号：本土第 26-22 号

工 事 名：交通安全対策事業 町道永田・中荒井線第 2 回道路改良工事

工 期：令和 8 年 8 月 6 日から令和 9 年 3 月 30 日まで

1 入札方法

地方自治法施行令第 167 条第 3 項及び南会津町電子入札実施要綱第 3 条第 1 号の規定に基づき電子入札の方法により指名競争入札を実施する。ただし、入札者がいないとき、又は入札しても落札者がいないときは施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする場合と不調にする場合がある。

2 設計図書の閲覧

(1) 閲覧場所

南会津町電子入札システム(入札情報公開システム)により閲覧及びダウンロードするものとする。

※設計図書にはパスワードを設定します。このパスワードは指名通知書に記載していますので、業者名及びパスワードを入力し、閲覧してください。

(2) 閲覧期間

令和 8 年 7 月 22 日(水)から令和 8 年 8 月 5 日(水)まで

※土日祝日を除く

3 設計図書等に関する質問

(1) 質問方法

本業務に関する質問は、南会津町電子入札システムに入力することにより提出するものとする。

(2) 質問期限

令和 8 年 7 月 30 日(木)午後 5 時 15 分まで

(3) 質問に対する回答方法

質問の回答は、後日速やかに南会津町電子入札システム(入札情報公開システム)により回答する。

※質問回答の閲覧にはパスワードを設定します。設計図書閲覧時のパスワードと同じものとなりますので、パスワードを入力し閲覧してください。

4 入札書の提出について

(1) 入札書の提出方法

入札者は、南会津町電子入札システムにおいて入札金額及び電子くじ番号を入力し、入札書を提出すること。なお、指名通知書に「内訳書の提示」が記載されている場合は、工事費内訳書の PDF ファイルを添付すること。

電子入札に参加するには、下記 URL より事前登録が必要です。既に登録をしているときは、IC カードの変更等がない限り登録手続は不要です。

電子入札ポータルサイト(URL)

<https://www.town.minamiaizu.lg.jp/official/soshikikarasagasu/somuka/nyusatsu-denshikeiyaku/3294.html>

落札価格は、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。

なお、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(2) 入札期間及び時間

令和 8 年 8 月 3 日(月)午前 8 時 30 分から令和 8 年 8 月 5 日(水)午後 5 時 15 分まで

5 開札日時等

(1) 開札日時

令和 8 年 8 月 6 日(木) 午前 10 時 00 分

※開札状況により、開始時間が遅れる場合があります。

(2) 開札場所

南会津町役場本庁舎 2 階 庁議室

6 予定価格

事後公表

7 最低制限価格

設定する。

8 入札の回数

初回及び再度入札の 2 回までとする。

9 入札の辞退

指名を受けた者は、入札説明書の「4 入札書の提出について(2)入札期間及び時間」で定めた期間内において、入札を辞退することができる。その場合は、南会津町電子入札システムにログインし、入札辞退の届出をすること。なお、辞退理由については以下の項目から該当するものを備考欄に入力すること。

< 辞退理由 >

- 1 施工場所の現場条件から、施工が困難であると判断した。
- 2 自社の見積額（必要経費を算出）では落札できないと判断した。
- 3 手持ち工事量が多く、履行できないと判断した。

- 4 労務者の確保が困難であり、履行できないと判断した。
- 5 当該工期に配置できる技術者がいなかった。
- 6 下請業者の手配ができなかった。
- 7 資材の手配ができなかった。
- 8 入札通知を見るのが遅くなり、見積りができなかった。
- 9 自社が得意とする工種・工事内容ではなかった。
- 10 その他（ ）

※入札書及び辞退届を提出しなかった場合、辞退したものとみなす。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 町の入札参加資格に必要な資格がない者がした入札
- イ 南会津町町電子入札実施要綱第 20 条各号に該当する入札
- ウ 南会津町資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準に該当する者がした入札
- エ その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

11 入札のとりやめ

入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止める場合がある。

12 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が複数となった場合は、電子くじにより落札者を決定する。

開札後、落札者を決定したときは、速やかに落札者及び当該入札に参加した入札者全員に南会津町電子入札システムにより通知する。

13 再度入札

初回の入札で落札者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、初回の入札において無効の入札をした入札者は、再度の入札に参加できないものとする。

14 入札保証金

南会津町財務規則第 124 条の規定により免除とする。

15 契約事項

契約については、南会津町財務規則に基づき契約締結する。

なお、当該業務については電子契約の対象であり、落札者が電子契約による契約締結を希望する場合は、当該契約の内容等協議時に「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」を電子メールの方法により総務課に提出すること。

総務課アドレス：h_soumu@minamiaizu.org

16 契約保証金

(1) 契約保証金の納付等

契約を締結しようとする者は、南会津町財務規則第 98 条の規定により、請負代金若しくは契約代金の額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を現金で納付、契約保証金に代わる担保として有価証券、債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。

(2) 契約保証金の免除

南会津町町財務規則第 99 条の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除するものとする。

17 前金払について

請負金額又は委託金額が 100 万円以上（設計、調査又は測量に係るものにあつては、50 万円以上）の場合における南会津町財務規則第 65 条の 2 で定める前金払は、4 割以内（設計、調査又は測量に係るものにあつては、3 割以内）の額とする。

18 その他

ア 南会津町電子入札実施要綱第 16 条の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

イ 南会津町電子入札実施要綱及び本入札説明書に係る事項を熟知のうえ、入札に参加すること。

ウ 指名通知書に記載される右上の日付(指名通知書の発行日)は、指名通知書を作成した日付となっているため、指名通知書到着のお知らせが電子メールで到着したその日付に読み替えるものとする。